



令和7年国勢調査の実施について（周知）

1. 実施概要

令和7年10月1日を基準日として、総務省主導の「国勢調査」が実施されます。調査は5年に1度の実施、9月1日(月)から調査員が皆さまの地域を回りますのでお願いします。

9月19日(金)までは、調査地図作成を目的とした地域巡回を行います。また、9月20日(土)からは、調査書類の各戸配布を行います。

調査書類配布時には、調査員が世帯主の方のお名前、世帯人数に応じた調査票の必要枚数（1枚4名まで記載可）及び 回答方法（オンラインまたは郵送等）についてお尋ねします。

かんたん・便利なスマートフォンやパソコンによるオンライン回答については、9月20日(土)の調査書類配布開始と同時に可能となります。10月1日(水)以降は郵送による回答または調査員による調査票の回収が可能となります。回答期限はいずれも10月8日(水)です。

国勢調査は統計法という法律に基づき、全ての人に回答の義務がありますので、制度へのご理解ご協力をお願いします。

2. 調査内容（調査項目：16項目）

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1. 世帯の種類 | 9. 国籍 |
| 2. 世帯員の数 | 10. 現在の場所に住んでいる期間 |
| 3. 住居の種類 | 11. 5年前の居住地 |
| 4. 住宅の建て方 | 12. 仕事の有無 |
| 5. 氏名及び男女の別 | 13. 従業地又は通学地 |
| 6. 世帯主との続柄 | 14. 勤めか自営かの別 |
| 7. 出生の年月 | 15. 勤め先などの名称・事業内容 |
| 8. 配偶者の有無 | 16. 仕事の内容 |

3. その他

- ・オンライン（インターネット）回答を積極的にお願いしていきます。
- ・国勢調査員は、総務省統計局長が発行する裏面記載の「国勢調査員証」を携帯しています。

4. 主なスケジュール

- ・9月1日 各地域で事前調査（地域巡回）開始
- ・9月20日 調査票等の書類配布、オンライン回答の開始
- ・10月1日 郵送回答、調査員による調査票回収開始（回答期限は10/8まで）

お問合せ 多治見市総務部総務課 担当 安井 本庁舎2階大会議室 電話 22-1111（内線 1231）



国勢調査員証

(表 面)

写真 縦 4.0cm 横 3.0cm	第 号	 政府統計
	国勢調査員証	
	氏 名	
	この者は、令和7年国勢調査の 国勢調査員であることを証明する。	
	任命期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日		
総務省統計局長 印		

(裏 面)

注 意 事 項

- 1 この調査の事務を行うときは、この証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに市町村長に届け出なければならない。
- 4 この証明書は、任命期間が満了したときその他国勢調査員の身分を失ったときは、直ちに市町村長に返納しなければならない。

統 計 法 (抄)

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に對し報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

第41条 (前略)業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の禁錮刑又は100万円以下の罰金に処する。(中略)

- 二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 (後略)

<国勢調査は、総務省統計局が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。>

照会・連絡先

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。